



金沢市公報

第 2 6 0 9 号 の 2

平成20年(2008年)12月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ		ページ
条 例		部を改正する条例 (市立病院)	6
金沢市近江町交流プラザ条例 (市民課)	1	金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 (リサイクル推進課)	6
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (職員課)	3	金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例 (企業総務課)	6
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (")	4	金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例 (")	9
金沢文芸館条例の一部を改正する条例 (文化政策課)	4	金沢市公共下水道条例及び金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例 (")	10
金沢市児童館条例の一部を改正する条例 (こども福祉課)	5	金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (医療保険課)	12
金沢市病院事業の設置等に関する条例の一			

条 例

金沢市近江町交流プラザ条例をここに公布する。

平成20年12月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第52号

金沢市近江町交流プラザ条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、まちなかにおける市民の学習活動の場、親子の集いの場及び食育の推進に関する活動の場として広く市民の利用に供し、もって多様な世代の交流の促進とまちのにぎわいの創出に資するため、交流プラザを設置する。

(名称、位置等)

第2条 交流プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢市近江町交流プラザ

(2) 位置 金沢市青草町88番地

2 金沢市近江町交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)に、まなびい広場、ちびっこ広場及び食育広場を置く。

(事業)

第3条 交流プラザは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 市民の学習活動、食育等を推進するための研修会、講座等の開催に関すること。

(2) 学習、子育て、食育等に関する情報の提供及び相談に関すること。

(3) 乳幼児の一時預かりに関すること。

(4) 食育の推進に関する普及啓発に関すること。

- (5) 市民への施設及び設備の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 交流プラザに、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間等)

第5条 交流プラザの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、ちびっこ広場の使用時間は午前10時から午後6時まで、食育広場の使用時間は午前10時から午後9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間又は使用時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 交流プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の承認)

第7条 まなびい広場の研修室、集会室、プレイルーム若しくは和室又は食育広場のキッチンスタジオ（以下「研修室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める研修室等の使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第13条 交流プラザを利用する者は、交流プラザの建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 研修室等の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第10条関係)

1 まなびい広場の使用料

使用時間区分 区 分	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)
研修室 1	1,560円	2,080円	1,560円	5,200円
研修室 2	1,320円	1,750円	1,320円	4,390円
研修室 3	650円	880円	650円	2,180円
集会室	2,800円	3,740円	2,800円	9,340円
プレイルーム	3,000円	4,000円	3,000円	10,000円
和室	1,180円	1,580円	1,180円	3,940円

2 食育広場の使用料

使用時間区分 区 分	午 前 (午前10時から午後1時まで)	午 後 (午後2時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前10時から午後9時まで)
キッチンスタジオ	3,700円	3,700円	3,700円	11,100円

摘要 この表の各項に規定する額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

◎金沢市条例第53号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条の5第2項中「20,200円」を「15,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第54号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「3,200円」を「6,400円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第3号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同項第4号中「1,200円」を「2,400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成20年10月1日から適用する。
- 3 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて平成20年10月1日以後の分として支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

金沢文芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第55号

金沢文芸館条例の一部を改正する条例

金沢文芸館条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中「必要な」を「館長その他必要な」に改める。

第4条中「午前11時」を「午前10時」に改める。

第16条を第21条とし、第15条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 文芸館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 金沢ゆかりの文学に関する資料の収集（購入その他の取得によるものを除く。）、保管及び展示に関すること。
- (2) 交流サロン等の使用の承認に関すること。
- (3) 文芸館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他文芸館の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第18条 指定管理者は、金沢ゆかりの文学に関する資料の収集、保管及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて文芸館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、文芸館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第19条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第20条 指定管理者の役員及び職員は、文芸館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第56号

金沢市児童館条例の一部を改正する条例

金沢市児童館条例（昭和39年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「社会福祉法人」の次に「又は地域の住民により組織される団体」を加え、同条第2項中「認める者」を「認めるもの」に改め、同条第3項中「選考した者」を「選考したもの」に、「受けようとする者」を「受けようとするもの」に改め、同条第4項中「認める者」を「認めるもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第57号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1 出産介助料の項中「90,000円」を「120,000円」に、「45,000円」を「75,000円」に、「100,000円」を「130,000円」に、「50,000円」を「80,000円」に、「110,000円」を「140,000円」に、「55,000円」を「85,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第58号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第26条の次に次の1条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第26条の2 本市及び市長が指定する者（以下「本市等」という。）以外の者は、前条第1項の規定により所定のごみ集積場に搬出された同項の家庭系廃棄物（以下「搬出物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、本市等以外の者が前項の規定に違反して、搬出物のうち、缶、瓶その他再利用等の対象となる物として規則で定めるものを収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第59条の次に次の1条を加える。

第59条の2 第26条の2第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

第60条中「前2条」を「前3条」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第59号

金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第1項中「半期」を「四半期」に、「1,590円」を「3,190円」に、「0.095円」を「0.082円」に改め、同条第2項中「及び半期」を「及び四半期」に改め、同項第1号中「液化プロパン、液化ブタン及び液化天然ガス」を「液化天然ガス及び液化プロパン」に、「各半期」を「各四半期」に、「当該半期」を「当該四半期」に、「50,780円」を「101,970円」に、「1トン当たり液化プロパン平均価格×0.5043+1トン当たり液化ブタン平均価格×0.1662+1トン当たり液化天然ガス平均価格×0.3075」を「1トン当たり液化天然ガス平均価格×0.9142+1トン当たり液化プロパン平均価格×0.0927」に改め、同項第2号中「31,740円」を「63,730円」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 四半期 1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで及び10月1日から12月31日までの各期間とする。

別表第2第1項を次のように改める。

1 適用区分

料金表A 1箇月の使用量が、10立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 1箇月の使用量が、10立方メートルを超え、20立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 1箇月の使用量が、20立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用する。

料金表D 1箇月の使用量が、60立方メートルを超え、130立方メートルまでの場合に適用する。

料金表E 1箇月の使用量が、130立方メートルを超える場合に適用する。

別表第2第2項第2号ア中「4月1日から9月30日」を「1月1日から3月31日まで」に、「12月31日までの半期」を「9月30日までの四半期」に改め、同号イ中「10月1日から翌年3月31日」を「4月1日から6月30日まで」に、「当年1月1日から6月30日までの半期」を「前年10月1日から12月31日までの四半期」に改め、同号に次のように加える。

ウ 料金算定期間の末日が7月1日から9月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月1日から3月31日までの四半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

エ 料金算定期間の末日が10月1日から12月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月1日から6月30日までの四半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

別表第2第3項第2号中「187円47銭」を「226円75銭」に改め、同表第4項第1号中「900円」を「640円」に改め、同項第2号中「176円27銭」を「224円75銭」に改め、同表第5項第1号中「2,550円」を「890円」に改め、同項第2号中「169円67銭」を「212円25銭」に改め、同表に次の2項を加える。

6 料金表D

(1) 基本料金

ガスメーター 1 個当たり 1 箇月につき 1,000円

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 210円42銭

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第20条の3の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

7 料金表 E

(1) 基本料金

ガスメーター 1 個当たり 1 箇月につき 1,650円

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 205円42銭

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第20条の3の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

別表第3及び別表第4中「又は料金表C」を「、料金表C、料金表D又は料金表E」に改める。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、中部経済産業局長がガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づく金沢市ガス供給約款を認可した日が同年3月22日以後の日である場合は、当該認可した日後10日を経過した日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の最後の検針日の翌日から施行日以後の最初の検針日までの期間に供給したガスの早収料金は、改正前の金沢市ガス供給条例（以下「旧条例」という。）の適用期間の早収料金を改正後の金沢市ガス供給条例（以下「新条例」という。）の適用期間の早収料金を加えた額とし、それぞれの早収料金（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）は、次の算式により算定した金額とする。

旧条例の適用期間の早収料金 = 旧条例の基本料金 × D 1 / D + 旧条例の調整単位料金 × V 1

新条例の適用期間の早収料金 = 新条例の基本料金 × D 2 / D + 新条例の基準単位料金 × V 2

(備考)

D は、料金算定期間の日数（金沢市ガス供給条例第20条の2第5項又は第6項の規定が適用される場合（以下「早収料金の日割計算をする場合」という。）において、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上ときは、これらの算式における基本料金のあん分に係るDを30とする。）

D 1 は、Dのうち、旧条例の適用期間の日数

D 2 は、Dのうち、新条例の適用期間の日数

V は、料金算定期間の使用量

V 1 は、旧条例の適用期間の使用量とし、次の算式により算定した使用量（この使用量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）とする。

$$V1 = V \times D1 / D$$

V2は、新条例の適用期間の使用量とし、VからV1を差し引いた使用量とする。

- 3 前項の旧条例の適用期間の早収料金及び新条例の適用期間の早収料金の算定に適用する料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量（早収料金の日割計算をする場合にあっては、当該使用量を1箇月に換算した量とする。）により決定する。
- 4 新条例第20条の3の規定は、料金算定期間の末日が平成21年7月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。

金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第60号

金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第1項中「金沢湖陽住宅団地供給地点群及び瑞樹団地供給地点群にあっては1,560円を、南森本供給地点群にあっては1,050円を、大浦・東蚊爪供給地点群にあっては1,570円をそれぞれ」を「4,400円を」に改め、同条第2項第1号中「次のアからウまでに掲げる供給地点群の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める金額」及び「当該金額」を「140,800円」に改め、アからウまでを削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 基準平均原料価格（1トン当たり） 88,000円

第20条の3第2項第4号中「、7月1日」を「及び7月1日」に改める。

別表第1第2項第2号ア中「9月30日」を「9月30日まで」に改め、同号イ中「翌年3月31日」を「翌年3月31日まで」に改め、同表第3項第1号中「及び瑞樹団地供給地点群」を削り、同号イ中「332円60銭」を「421円30銭」に改め、同項第3号イ中「389円92銭」を「443円76銭」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号イ中「313円7銭」を「400円15銭」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 瑞樹団地供給地点群

ア 基本料金

ガスメーター1個当たり1箇月につき 660円

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき 421円38銭

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金をもとに第20条の3の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

別表第1第4項第1号中「及び瑞樹団地供給地点群」を削り、同号イ中「323円50銭」を「412円20銭」に改め、同項第3号イ中「380円82銭」を「434円66銭」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号イ中「303円97銭」を「391円5銭」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 瑞樹団地供給地点群

ア 基本料金

ガスメーター 1 個当たり 1 箇月につき 732円80銭

イ 基準単位料金

1 立方メートルにつき 412円28銭

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金をもとに第20条の3の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、中部経済産業局長がガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づく金沢市液化石油ガス供給約款を認可した日が同年3月22日以後の日である場合は、当該認可した日後10日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の最後の検針日の翌日から施行日以後の最初の検針日までの期間に供給したガスの早収料金は、改正前の金沢市液化石油ガス供給条例（以下「旧条例」という。）の適用期間の早収料金を改正後の金沢市液化石油ガス供給条例（以下「新条例」という。）の適用期間の早収料金を加えた額とし、それぞれの早収料金（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）は、次の算式により算定した金額とする。

旧条例の適用期間の早収料金 = 旧条例の基本料金 × D 1 / D + 旧条例の調整単位料金 × V 1

新条例の適用期間の早収料金 = 新条例の基本料金 × D 2 / D + 新条例の基準単位料金 × V 2

（備考）

D は、料金算定期間の日数（金沢市液化石油ガス供給条例第20条の2第5項又は第6項の規定が適用される場合（以下「早収料金の日割計算をする場合」という。）において、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上のあるときは、これらの算式における基本料金のある分に係るDを30とする。）

D 1 は、Dのうち、旧条例の適用期間の日数

D 2 は、Dのうち、新条例の適用期間の日数

V は、料金算定期間の使用量

V 1 は、旧条例の適用期間の使用量とし、次の算式により算定した使用量（この使用量に0.1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）とする。

$V 1 = V \times D 1 / D$

V 2 は、新条例の適用期間の使用量とし、VからV1を差し引いた使用量とする。

- 3 前項の旧条例の適用期間の早収料金及び新条例の適用期間の早収料金の算定に適用する料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量（早収料金の日割計算をする場合にあっては、当該使用量を1箇月に換算した量とする。）により決定する。
- 4 新条例第20条の3の規定は、料金算定期間の末日が平成21年10月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。

金沢市公共下水道条例及び金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

◎金沢市条例第61号

金沢市公共下水道条例及び金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例

(金沢市公共下水道条例の一部改正)

第1条 金沢市公共下水道条例(昭和43年条例第25号)の一部を次のように改正する。
第12条第1項の表を次のように改める。

汚水の種別	金額(1月につき)		
	基本使用料	従量使用料(水量1立方メートルにつき)	
一般汚水	900円	10立方メートルまでの水量	27円
		10立方メートルを超え30立方メートルまでの水量	124円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの水量	129円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの水量	135円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの水量	140円
		200立方メートルを超え300立方メートルまでの水量	146円
		300立方メートルを超え500立方メートルまでの水量	154円
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの水量	162円
		1,000立方メートルを超える水量	171円
公衆浴場の汚水	100立方メートルまでの水量 2,000円	100立方メートルを超える水量	25円

摘要

- 1 次に掲げる期間が15日以内である場合における当該期間に係る基本使用料の額は、この表に定める基本使用料の額の2分の1に相当する額とする。
 - (1) 公共下水道の使用を開始した場合においては、当該公共下水道の使用を開始した日から次に検針をした日までの期間(その期間が30日を超えるものは、30日を除く期間)
 - (2) 公共下水道の使用を休止し、又は廃止した場合においては、直前に検針をした日から当該公共下水道の使用を休止し、又は廃止した日までの期間(その期間が30日を超えるものは、30日を除く期間)
- 2 基本使用料は、排除した汚水がなかった場合においても徴収する。

(金沢市農村下水道条例の一部改正)

第2条 金沢市農村下水道条例（平成4年条例第65号）の一部を次のように改正する。
第12条第1項の表を次のように改める。

汚水の種別	金額（1月につき）		
	基本使用料	従量使用料（水量1立方メートルにつき）	
一般汚水	900円	10立方メートルまでの水量	27円
		10立方メートルを超え30立方メートルまでの水量	124円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの水量	129円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの水量	135円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの水量	140円
		200立方メートルを超え300立方メートルまでの水量	146円
		300立方メートルを超え500立方メートルまでの水量	154円
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの水量	162円
		1,000立方メートルを超える水量	171円
公衆浴場の汚水	100立方メートルまでの水量 2,000円	100立方メートルを超える水量	25円
摘要			
<p>1 次に掲げる期間が15日以内である場合における当該期間に係る基本使用料の額は、この表に定める基本使用料の額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1) 農村下水道の使用を開始した場合においては、当該農村下水道の使用を開始した日から次に検針をした日までの期間（その期間が30日を超えるものは、30日を除く期間）</p> <p>(2) 農村下水道の使用を休止し、又は廃止した場合においては、直前に検針をした日から当該農村下水道の使用を休止し、又は廃止した日までの期間（その期間が30日を超えるものは、30日を除く期間）</p> <p>2 基本使用料は、排除した汚水がなかった場合においても徴収する。</p>			

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎ 金沢市条例第62号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに30,000円を加算して支給する。

第16条第2項中「第17条第2項」を「次条第2項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条第1項の規定は、平成21年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

平成20年(2008年)12月22日 印刷
平成20年(2008年)12月22日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄